

令和 8 年度 ダテイチ（規格外農作物直売所）おける出店者募集要項

1. 趣旨

農林水産省の統計によると、日本で処分される規格外の野菜や果物の割合は、収穫量の約 14%とされており、市場には出回らない野菜や果物を含めると、それを上回る量の野菜や果物が廃棄されていると推察されます。

昨今、日本経済は物価上昇に歯止めがかからず、生産資材の高騰や食料品の相次ぐ値上げなど、生産者や消費者の生活は深刻な影響を及ぼしています。

これらの状況を踏まえ、規格外の野菜等を取り扱う伊達市（ダテイチ）を開催します。

産地直送採れたて野菜等を生産者が直接販売することで、消費者との相互の交流を深め地域の賑わいを図るとともに、食品ロス削減と消費者の生活を支援する好循環を目指します。

2. 開催スケジュール

開催数	日時	開催時間
第 1 回	令和 8 年 8 月 6 日 (木)	各回 16 時から 18 時 30 分まで ※ 上記時間は営業時間とし、準備の時間は除く。 ※ 16 時から販売が開始できるよう準備を行い、19 時までに撤収を完了すること。
第 2 回	令和 8 年 8 月 27 日 (木)	
第 3 回	令和 8 年 9 月 10 日 (木)	

3. 場所

伊達市役所 保原本庁舎 1 階シルクホール

（福島県伊達市保原町字舟橋 180）

※ 天候が良い日は、屋外（庁舎前芝生）で行う場合があります。

4. 店舗範囲

1 店舗あたり 3 坪以内、木製屋台（1.8cm×0.9cm）1 基を貸し出します。

※ トラックなど車両による出店はできません。

※ 火気を使用することは禁止します。

5. 出店できる方

次のすべての基準に適合する方

（1）伊達市に居住している農業従事者であること。

（2）固有の店舗を有しない者であること。

（3）本事業の開催日には、やむを得ない事情のある場合以外は出店できる者であること。

※ グループ出店について

生産量が少ない、運搬手段がない等の理由で単独では出店基準に適合しない方でも、複数の出店者でグループを組織し、そのグループが出店基準に適合する場合は出店可能。

6. 出店場所および区画

出店場所は、伊達市役所本庁舎議会棟1階シルクホール等の所定のエリアのみとし、各回の最大出店可能数は3店舗までとします。

お申し込み順に出店場所を指定することとし、各回のお申し込みが3店舗に達した時点で受付を終了します。※予告なく変更される場合があります。

出店エリアが他のイベントと重複する場合、状況により出店場所等を調整させていただきますので、ご了承ください。

(出店エリア)



7. 販売品目

1. 趣旨に賛同し、市内で収穫された規格外の野菜や果物、またはそれを活用した加工品となります。市場に流通できない農産物販売となることから消費者の理解が得られる価格での販売をしてください。

野菜や果物の加工販売に関しては、飲食物（調理営業・販売業）で保健所より許可を得ているものとし、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、市が不適当と判断したものの販売は認められません。

※ 現地にて調理を要するものの出店はできません。

※ 酒類の販売はご遠慮ください。

8. 出店料 ※伊達市行政財産使用料条例第3条関係 免除

9. 周知方法

市で活用している下記の媒体等を活用し、広く周知をします。なお、周知内容は伊

達市（ダティチ）の開催となりますが、詳細は出店者と協議し決定します。

- （１）市公式ホームページ
- （２）市公式SNS（Facebook、LINE、X）
- （３）紙チラシ

10. 申請方法

必要書類を、営業しようとする日の10日前（10日前が閉庁日の場合は翌開庁日）まで提出ください。

提出先は「14. 申込書等提出場所及び問合せ先」を参照してください。

※ 電話や口頭でのお申し込みは受け付けておりません。なお、先着順となります。

※ 必要書類が不備なく提出された場合のみ受付をいたします。必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付できませんので、予めご了承ください。

11. 必要書類

- （１）出店申込書（様式第1号）
- （２）野菜や果物を加工販売する場合は、保健所から交付された営業許可証の写し
 - ※ 前回提出した販売品目から変更がない場合は不要です。また、許可期間の途中での販売品目変更は原則認めません。

複数回分をまとめて手続きすることも可能です。ただし、応募多数の場合は、1出店者あたりの出店回数を調整します。

各回の申し込みは、複数回分可能ですが、回毎に申請書を分けてご提出下さい。

例：8月と9月に出品希望の場合、8月分申請書・9月分申請書を分けて提出する。

2回目以降の申請の場合で内容に変更がない場合は、（２）の提出を省略することができます。

12. 終了後の報告

本要項に基づく販売後は、出店状況報告書をご提出いただくことを条件とします。

13. その他留意事項

- （１）留意事項
 - ① 庁舎内への搬入・搬出は、安全面に最大限配慮し他の来庁者の往来を妨げることが無いように、市が指定するルートを経由して出店者各自で行ってください。
 - ② 販売に関わるものは、出店者各自で用意してください。保冷庫や照明などに利用する場合は庁舎にあるコンセント（延長コードやドラムコードリールは持参）を使用してください。
 - ③ 火気を使用することは禁止します。

- ④ 出店者は、販売スペースや隣接施設にごみを捨てることのないよう、発生したごみは、出店者が持ち帰ってください。
 - ⑤ 販売エリア以外に販売商品を置く、販売する、お客の呼び込み行為をするなどの行為は厳禁です。
 - ⑥ 事前に届け出た営業許可証の内容以外の物品販売等は一切認めません。
 - ⑦ 周辺環境への配慮のため、臭い、音や振動等は、極力抑えるように努めてください。
 - ⑧ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応してください。
 - ⑨ 出店者はその責めに帰する理由により、出店場所の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として市に支払ってください。
 - ⑩ 出店者は、出店場所の使用にあたり、市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償してください。
 - ⑪ 出店者又は出店者の従業員に損害が生じても、市は一切責任を負いません。
 - ⑫ 本要項に定めのない事項または疑義が生じた事項については、関係法令の定めるところによるもののほか、市と出店者で協議の上、処理してください。
 - ⑬ 気象状況などにより売り上げの減少などが生じても、市は一切責任を負いません。
 - ⑭ 営業時間終了後は、速やかに販売物、搬入物等の移動をお願いします。
 - ⑮ 庁舎内は、広く市民が利用していることから、出店に際しては一部制限や変更等が生じる場合がございます。予めご了承ください。
- (2) 許可の取消
- ① 出店者が関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合および公序良俗に反する行為を行った場合などは、使用許可を取り消すことがあります。
 - ② 本要項を厳守できない場合または市が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。
 - ③ 出店者が許可の取消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても、市は一切その責めを負いません。
 - ④ 上記により許可の取り消しに該当する事由が確認された場合、その時点で出店を中止し、退出を命じることがあります。

14. 申請書等提出場所及び問合せ先

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市産業部農政課農政企画係

電話 024-573-5635

E-mail: nousei@city.fukushima-date.lg.jp